

人 材 紹 介 手 数 料 表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

1 届け出制に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の上限及び負担者
求人受付時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載される額） <u>30%</u> 手数料負担者は<u>求人者</u>とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>30%</u> 手数料負担者は<u>求人者</u>とする
特定の条件による特別な求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 10,000 円 【活動費】 1 日当たり 20,000 円 【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担者は<u>求人者</u>とする。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【着手金】 <u>1 名あたり 30,000 円</u> 【相談・助言終了時】 <u>1 名あたり 30,000 円</u> 【成功報酬】 <u>1 名あたり 30,000 円</u> 手数料負担者は<u>関係先雇用主</u>とする。

上記の手数料には、消費税が含まれておりませんので別途加算となります。

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 2 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後 2 か月以内に雇用契約が終了した場合 20%

但し、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。